

第 9 章

勧告書及び措置報告

事 案	大蔵大臣 に対する 勧告日	第2章 におけ る番号	証券 会社 名	法令違反に係る適用条文の内容	大蔵大臣 からの措 置報告日
1	8.7.12	① イ	A	取引一任勘定取引の契約の締結	8.10.29
2	8.10.8	① ロ	B	同 上	9.1.23
3	8.10.11	③ イ ② イ	G G	・投機的利益の追求を目的とした有価 証券の売買 ・有価証券の売買に関する虚偽表示	9.1.23
4	8.10.29	① ハ	C	取引一任勘定取引の契約の締結	9.3.17
5	8.10.29	① ニ	D	同 上	9.1.23
6	8.12.6	① ホ	E	同 上	9.4.4
7	9.2.18	④	J	発行者に関する非公開情報を親法人等 から受領する行為	9.6.6
8	9.4.18	① ヘ	F	取引一任勘定取引の契約の締結	9.7.11
9	9.4.22	③ ロ	I	投機的利益の追求を目的とした有価証 券の売買	9.7.11
10	9.6.20	⑤	K	損失を補てんするため財産上の利益を 提供する行為	未報告
11	9.6.27	② ロ	H	有価証券の売買に関する虚偽表示	未報告

(注) 第2章における番号とは、第2章勧告の第2「勧告の実施状況及び勧告に
基づいて執られた措置」で付けられている番号を表す。

本公表の対象期間における勧告事案に係る勧告書及び措置報告を以下に掲げる。

〔事案1 勧告日：平成8年7月12日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 129 号

平成8年7月12日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がA証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

a 支店営業員（当時）は、平成7年3月から8年2月までの間、複数の顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、対価の額については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行

した。

当該営業員が行った、有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、対価の額について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 1897 号

平成 8 年10月29日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成 8 年 7 月12日付証監委第129号による貴委員会の勧告に基づき、A証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

(1) 平成 8 年 7 月19日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ a 支店係長（当時）

〔証券取引法第50条第1項第3号に該当〕

(2) 日本証券業協会は、平成 8 年10月 2 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政

処分を相当とする法令違反が認められたので、10月15日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

a 支店営業員（当時）は、複数の顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、対価の額については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行しているが、これらの取引は、証券取引法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、平成8年10月17日から10月30日までの2週間、当該外務員の職務の停止を命じた。

〔事案 2 勧告日：平成 8 年 10 月 8 日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 190 号

平成 8 年 10 月 8 日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 55 条、第 56 条及び第 194 条の 3 第 2 項の規定に基づき、財務局長等が B 証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和 24 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

a 支店営業員は、平成 8 年 1 月から 5 月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した。

当該営業員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 50 条第 1 項第 3 号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する

行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 49 号

平成9年1月23日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成8年10月8日付証監委第190号による貴委員会の勧告に基づき、B証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成8年10月14日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ a 支店係長

〔証取法第50条第1項第3号に該当〕

- (2) 日本証券業協会は、平成8年12月13日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12月20日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

a 支店営業員は、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定め

ることができる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行しているが、これらの取引は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められるので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成8年12月25日から12月31日までの1週間、当該外務員の職務の停止を命じた。

〔事案3 勧告日：平成8年10月11日〕

1. 勧告の内容

証監委第198号

平成8年10月11日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がG証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

1. 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

a 営業所長（当時）は、昭和59年10月から平成6年1月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

当該営業所長が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該営業所長が行った上記取引のうち、平成3年12月31日以前に行われた取引は、旧証券取引法（昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」

(昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号(平成4年1月1日施行)施行前のものをいう。)第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、平成4年1月1日以降に行われた取引は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第60号)第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

2. 有価証券の売買に関する虚偽表示

a 営業所長(当時)は、昭和59年10月から平成6年12月までの間、特定顧客との取引を行うに際し、当該顧客に対し、当該顧客の有価証券の売買に関し虚偽の表示を行った。

当該営業所長が行った上記行為のうち、平成3年12月31日以前に行った有価証券の売買に関する虚偽の表示は、旧証券取引法(昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号(平成4年1月1日施行)施行前のものをいう。)第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号(平成4年1月1日施行)施行前のものをいう。)第1条第1号に規定する「有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為」に該当すると認められる。

また、平成4年1月1日以降に行った有価証券の売買に関する虚偽の表示は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第60号)第2条第1号に規定する「有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 48 号

平成 9 年 1 月 23 日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成 8 年 10 月 11 日付証監委第 198 号による貴委員会の勧告に基づき、G 証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 8 年 10 月 14 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ a 営業所長（当時）

- ①〔旧証取法第 50 条第 1 項第 5 号に基づく旧健全性省令第 1 条第 5 号及び、証取法第 50 条第 1 項第 6 号に基づく健全性省令第 2 条第 5 号に該当〕

- ②〔旧証取法第 50 条第 1 項第 5 号に基づく旧健全性省令第 1 条第 1 号及び、証取法第 50 条第 1 項第 6 号に基づく健全性省令第 2 条第 1 号に該当〕

- (2) 日本証券業協会は、平成 8 年 11 月 22 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12 月 12 日付で前記の者について外務員の登録取消を行った。

a 営業所長（当時）は、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行ったが、平成3年12月31日以前に行われたこれらの取引は、旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に、平成4年1月1日以降に行われたこれらの取引は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、同営業所長は、特定顧客との取引を行うに際し、当該顧客に対し、当該顧客の有価証券の売買に関し虚偽の表示を行ったが、平成3年12月31日以前に行われた虚偽の表示は、旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第1号に規定する「有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為」に、平成4年1月1日以降に行われた虚偽の表示は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第1号に規定する「有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為」にも該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、当該外務員の登録を取り消した。

〔事案 4 勧告日：平成 8 年10月29日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 211 号

平成 8 年10月29日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がC証券会社 a 支店を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

a 支店支店長（当時）は、平成 6 年 6 月から 8 年 4 月までの間、複数の顧客の株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した。

当該支店長が行った、株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一

「任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 390 号

平成 9 年 3 月 17 日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成 8 年 10 月 29 日付証監委第 211 号による貴委員会の勧告に基づき、C 証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 8 年 11 月 1 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ a 支店支店長（当時）

〔証券取引法第 50 条第 1 項第 3 号に該当〕

- (2) 日本証券業協会は、平成 9 年 2 月 3 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、2 月 20 日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

a 支店支店長（当時）は、複数の顧客の株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多

数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行しているが、これらの取引は、証券取引法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、平成9年2月24日から5月23日までの3ヵ月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

〔事案 5 勧告日：平成 8 年10月29日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 209 号

平成 8 年10月29日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がD証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の役員に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

取締役 a 支店長（当時）は、平成 5 年 6 月から 8 年 5 月までの間、特定顧客の株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した。

当該取締役支店長が行った、株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3

号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 49 号

平成 9 年 1 月 23 日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成 8 年 10 月 29 日付証監委第 209 号による貴委員会の勧告に基づき、D 証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 8 年 11 月 1 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ 取締役 a 支店長（当時）

〔証取法第 50 条第 1 項第 3 号に該当〕

- (2) 日本証券業協会は、平成 8 年 12 月 13 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12 月 20 日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

取締役 a 支店長（当時）は、特定顧客の株式等の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、

数及び価格の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行しているが、これらの取引は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められるので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成8年12月25日から平成9年1月24日までの1ヶ月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

〔事案 6 勧告日：平成 8 年12月 6 日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 232 号

平成 8 年12月 6 日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がE証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

営業開発部理事は、平成7年5月から8年7月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

また、本店営業部営業員は、平成7年8月から8年7月までの間、複数顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数については顧客の同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した。

当該理事及び営業員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 584 号

平成 9 年 4 月 4 日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成 8 年 12 月 6 日付証監委第232号による貴委員会の勧告に基づき、E証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

(1) 平成 8 年 12 月 10 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ 営業開発部理事

○ 本店営業部営業員

〔証券取引法第50条第1項第3号に該当〕

(2) 日本証券業協会は、平成 9 年 2 月 26 日に、貴委員会が認定した事

実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、3月12日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

営業開発部理事は、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

また、本店営業部営業員は、複数顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数については顧客の同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した。

当該外務員2人が行ったこれらの取引は、証券取引法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、それぞれ以下のとおり外務員の職務の停止を命じた。

・営業開発部理事

平成9年3月14日から平成9年3月27日までの2週間

・本店営業部営業員

平成9年3月14日から平成9年4月3日までの3週間

〔事案 7 勧告：平成 9 年 2 月 18 日〕

1. 委員会の行った勧告の内容

証 監 委 第 21 号

平成 9 年 2 月 18 日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条の規定に基づき、J証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為

平成 8 年 7 月 23 日、資本市場第一部次長は、発行者に関する非公開情報であって、当社の親法人による提供につき事前に当該発行者の個別の同意がないものを当該親法人から受領した。

当該次長が行った上記受領行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条の2第3号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条の2第8号に規定する「発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 964 号

平成 9 年 6 月 6 日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成 9 年 2 月 18 日付証監委第 21 号による貴委員会の勧告に基づき、J 証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 9 年 2 月 25 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ 資本市場第一部次長

〔証券取引法第 50 条の 2 第 3 号に基づく証券会社の健全性の準則等に関する省令第 2 条の 2 第 8 号に該当〕

- (2) 日本証券業協会は、平成 9 年 5 月 2 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、5 月 12 日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

資本市場第一部次長は、発行者に関する非公開情報であって、当社の親法人による提供につき事前に当該発行者の個別の同意がないものを当該親法人から受領しているが、当該行為は、証券取引法第 50 条の 2 第 3 号に基づく証券会社の健全性の準則等に関する省令第

2 条の 2 第 8 号に規定する「発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為」に該当すると認められたので、証券取引法第 64 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 9 年 5 月 14 日から 5 月 20 日までの 1 週間、当該外務員の職務の停止を命じた。